

# 天桂派『伝法儀規』について

— 附録・天桂派『伝法儀規』翻刻資料 —

菅原 研州

キーワード：近世 曹洞宗 伝法 天桂伝尊

## 一、はじめに

本論は、江戸時代の曹洞宗の学僧・天桂伝尊（一六四八～一七三五、以下、天桂）に係る『傳法儀規』（以下、『伝法儀規』と表記）について検討結果を報告するものである。天桂は、江戸元禄期に行われた「宗統復古運動」の帰結や、その推進者となった卍山道白（一六三六～一七一五）に対し、舌鋒鋭く批判したが、その結果、ある種の異端扱いを受けることもあった。しかし、現在では、その思想が研究対象となり、評価もされるようになってきた。

今回は天桂に因む『伝法儀規』を採り上げるが、これは広く、宗門における伝法・嗣法に関わるものである。天桂の伝法・嗣法

天桂派『伝法儀規』について

観については、主なものとして以下に掲げる研究成果を挙げておきたい。

・鏡島元隆「天桂伝尊の思想」「天桂派下の思想」、ともに『道元禅師とその門流』所収

・黒丸寛之「(一) 嗣法論の展開」、曹洞宗宗学研究所『道元思想のあゆみ(三)』「一 近世における道元禅の展開」所収

・志部憲一『天桂伝尊の研究』「H第六章 嗣法論」

なお、天桂派の『伝法儀規』を扱うけれども、従来の研究では、天桂が卍山系統による儀規を重視した嗣法観を批判したことは多く指摘されているが、その天桂に『伝法儀規』があったことを前提に論を進める場合は見られない。よって、今回は天桂派『伝法儀規』を紹介しつつ、それが天桂の思想の内に位置付けることが可能かどうかを検討することとしたい。

## 二、天桂派『伝法儀規』解題

今回紹介する天桂派『伝法儀規』は、筆者が令和四年夏頃に入手した、鳥取県洞禅寺旧蔵資料群に含まれていたものである。

概要は以下の通りである。

一、部数 一部

一、料紙 楮紙

一、大きさ 縦17cm×横20.2cm

一、装丁 卷子本

一、題目 傳法儀規

## 内容 傳法儀規

## 傳法内指南

- 一、行字数 毎行一二字
- 一、書写年 不明
- 一、筆記者 不明
- 一、所藏者 旧藏・洞禪寺

現在・菅原研州

全体として、非常に小さな卷子状となっており、実際の儀規を行う上では、師資で袖中に持参することも可能であったことだろう。なお、当資料が天桂派の作法だと判断した理由は、『伝法儀規』本文の末尾の奥書に、以下の一節が見られるためである。

右者曩祖正傳心印面授之正軌也祖々

相傳來聯綿不断享保九年甲辰四月

八日桂老和尚在于大日本國畿内接州

豊島郡吉田邑退藏峰室中面授

直指之式如是而傳

授者として天桂を示す「桂老和尚」という名前が見え、退藏峰（陽松庵、現在の地名で大阪府池田市吉田町に所在）の室中で面授された式であると理解出来る。また、当資料には返り点・送り仮名などは付されていないものの、「面授直指之式」を「直指に面授するの式」と読んで、天桂から法嗣である直指玄端（？）一七七六）に付属された作法と判断した。なお、直指玄端は、他に残された資料でも、「直指」をもって署名する場合が見られるこ<sup>①</sup>

とも付記しておきたい。

従来、直指の嗣法の時期は不明とされてきたが、当資料によれば享保九年（一七二四）、天桂七七歳の年、四月八日の釈尊降誕会に合わせて実施された様子が分かる。直指は天桂没後に『天桂和尚年譜（以下、『年譜』と略記）』を編むなど門弟の中でも重きを置かれていたと考えられるが、享保九年は退藏峰の天桂の下にいて、同六年（一七二一）以来任されていた、退藏峰の院事を務めていたと思われる。更に、享保九年の『年譜』には以下のようにある。

九年甲辰 師七十七歳仲夏。因事出京師官衙。寓止北野慈眼寺。其主大顛禪師待遇敦焉。秋初得公明回。<sup>③</sup>

天桂は、享保九年五月（仲夏）から京都の官衙に赴いたとある。よって、四月はまだ退藏峰にいたと考えてよからう。つまり、奥書の記載には、大きな矛盾はないことになる。なお、五月以降の官衙に赴いた一件について、志部氏は『海水一滴』刊行の是非を廻る問題であった可能性<sup>④</sup>を指摘されている。現在の筆者には、この問題について詳細を論じる知見を得ておらず、志部氏の見解を承けておきたい。

## 三、『伝法儀規』について

『伝法儀規』であるが、作法の次第（差定）としては、以下のようになる（なお、各項目の名称は筆者が仮に付した）。

・準備（受者の威儀整正、道場の荘厳含む）

- ・受者による諸堂礼拝
- ・伝法道場への入室

- ・本師請拝

- ・縦継拝

- ・洒水

- ・血脈授与

- ・嗣書授与

- ・嗣書披見

- ・大事授与

- ・室内伝授物授与

- ・新祖位の登椅

- ・師資礼拝

- ・退室

- ・無住拝

以上の内容から、当作法はいわゆる『伝法室内式』<sup>(5)</sup>を原型に作られたものと理解できるが、少しく『仏祖正伝菩薩戒作法』も意識されている。師資の礼拝について、「縦継拝（奇拝）」は行われているが、「横継拝（超宗越格拝）」は行われない。また、『血脈』の授与も『伝法室内式』には入っていないが、当作法では条件付きで行われる。『血脈』授与に合わせ、口訣には「吾此佛戒従如来嫡々相承来到于吾々今傳（某甲）汝能護持」とあるため、具体的な戒本を挙げてはいないが、仏戒相承を行っている。ただし、「伝戒式」に対する指示が以下のように見える。

傳戒之儀規前夜行之或今夜行之則廣畧之弁事可抛本師之指揮道場莊嚴稍在別宜委悉于彼儀焉

ここでいう、広略とは、伝戒式の有無であろう。

前行傳戒儀則略此一件

つまり、伝戒式を正式に行ずるのであれば、『血脈』及び仏戒の授与は行わないのである。そして、その時は、『嗣書』『大事』のみ伝授されたと思われる。また、『大事』をそれとして授けることは『伝法室内式』とは異なっている。『伝法室内式』には『大事』とは表現されず、「秘書」となる。

それから、各種伝授物の授与後に、新祖位を得たとして、資を椅子に登らせる。これは『仏祖正伝菩薩戒作法』の影響を受けていると思われるが、『梵網経』「衆生受仏戒」偈の読誦は無い。

そして、『伝法室内式』同様に、式後に無住拝を行じている。

以上から、『伝法室内式』を原型に、「三物授与」を主たる目的とした『伝法儀規』として編まれたことが理解出来るよう。

#### 四、『伝法内指南』について

『伝法内指南』は、『室内三物（嗣書・大事・血脈）』等の書写に関する口訣である。残念ながら、筆者は未だ、この口訣通りに記入された、『三物』を拝覧する機会を得ていないため、あくまでも、この指南を紹介するのみに留めたい。

当指南からは、『三物』の筆写のために、絹または梅華地の綾を弁備するべきだという。更に、『三物』を包むタトウについて

の指示もあるが、ここでは「大奉書五枚」を挙げています。そうすると、五本の伝授物があったと考えられるが、本書で指示されているのは『三物』と『伝法儀規』等とあり、残る一本の書写物は不明である。

実際に伝法式・伝戒式を行ってみれば分かることだが、当指南は実践的に「使える」ように設計されている。例えば、師から資が『三物』を借り出す段で、「別調可謄写之艸本与之為好」とあるが、要するに祖師などの名前が書かれた別の「草本（下書き）」を用意しておくとして良いとしている。師の『三物』を汚さずに済むといえる。

そして、末尾には『三物』の二々、裁断するべき絹の面積を示しており、『嗣書』は大きい、『血脉』『大事』と徐々に小さくなる。なお、この『嗣書』の大きさは、永平寺所蔵・伝道元将来『嗣書』の大きさとほぼ一致しない。可能であれば、この大きさに基づく天桂派『三物』が同派下で伝承されているか、確認する機会を得たいと願っている。

また、「報恩儀」として、本師・侍者などへ御礼をするように示しているが、これは他の法系の様子を見ても、不自然ではない。

## 五、天桂伝尊の思想との関連

本章では、天桂派『伝法儀規』と天桂伝尊の嗣法観との関係性について検討したいと思う。

その前に、今回検討している『伝法儀規』は、享保九年の実施となつている。そうすると、天桂の名著と評される『正法眼蔵弁註（以下、『弁註』と記載）』は、正徳二年（一七一二）天桂六五歳の時から『正法眼蔵』本文の校訂を願い、享保十一年（一七二六）天桂七九歳の時に『正法眼蔵』本文を註弁することを思い立ち、同一四年の天桂八二歳の時に『弁註』が成立したとされるため、直指への嗣法の時には『弁註』はまだ成立していない。

ただし、先行研究によれば、『弁註』成立以前から天桂自身の立場が確立されていた印象を得るし、また、後述する『報恩編』などでも、『正法眼蔵』各巻への言及が見られるため、影響を排除する必要はない。

本論では、その見解が発せられた時期にも注意しつつ、天桂の嗣法観、特に儀規の位置付けを確認したいが、先んじて先行研究を概観しておきたい。

①寺院伽藍の開山法を重視し、因院易師や伽藍二物の相承を批判<sup>(6)</sup>

②一師印証は不易<sup>(7)</sup>

③師資相承は自己・自心の究明<sup>(8)</sup>

これらは、天桂自身の伝記的問題や、天桂自身も巻き込まれた訴訟の結果などと相即しており、まず生涯の主張として見て良いと思われるが、先行研究での論述には『弁註』も広く引用されているため、本論では『弁註』より前の文献での検討を行ってみたい。

そこで、注目すべきは、享保九年以前の成立と認められる『報恩編』『海水一滴』であろう。

特に、『報恩編』は「天桂による卍山の嗣法観批判」<sup>(9)</sup>と評され、また、『海水一滴』は『六祖壇経』への註釈だが、六祖慧能自身の嗣法や授戒の様子なども含まれる。よって、天桂自身の儀規への態度を確認可能だが、そもそも、天桂は宗統復古運動に対して以下のような評価をしたことが知られる。

(元禄)十六年癸未 師、五十六歳(中略)秋八月、台命有りて、一たび嗣すれば改換すること無しの條約降る。両本山三僧司、領じて海内に宣布せしむ(蓋し梅・卍二師憂訴の靈に因む也と云う)、師、固より、自ら守りて流弊に墮せずと雖も、毎に滔滔として天下皆、易嗣の乱統の弊に陥るを憂えること久しし。故に以て感戴慶幸止むこと無し。然るに此の時<sup>(10)</sup>に当たりて、或いは宗門の師学、一師面受の宗旨を錯会する者、還た少なからずや。

天桂はこの時、阿波丈六寺にあって、しかも、末寺との訴訟に巻き込まれていたことが知られるが、本人は「一師印証」の條約が定まったことを素直に喜びつつ、その内容について錯会するものがある可能性を憂慮している。

一方で、その二年後となる宝永元年(天桂五七歳)の時には、裁判が一段落したようで、「師、元禄の新條に攀て、伽藍二物を重授し、以て牌を十四世として上る」<sup>(11)</sup>とある。これは、丈六寺での話だが、天桂は本師からの一師印証を、宗統復古運動決着前か

天桂派『伝法儀規』について

ら堅持していた。つまり、宗統復古運動決着前であれば、転住に因んで従来の嗣法を捨てて、新たに伽藍相統に因む易師が行われていたが、天桂はそれを否定し、丈六寺についても、当初は「借住」であったことが知られる。しかし、宗統復古運動の結果、最初の本師からの嗣法を維持しつつ、転住の際には、「伽藍二物(血脈・大事)」を受ければ良くなったため、その方法に従った。そして、丈六寺の「十四世」として住持牌を置いたことを意味している。つまり、この段階で、天桂は新たな伝法の制度に従っていたこと<sup>(12)</sup>になる。

また、『報恩編』巻上に収録される『参同契毒鼓』では、「東西密相附」への提唱において、本論の問題意識に関連する事項を採り上げている。まずは、儀規の内容についての論点が見られるので、検討してみたい。

三鼓入室圍室重重、袈裟を以て椅を覆い、人をして見せしめず。曹溪の青原に付するも亦復、是の如し。嫡嫡相承して今に至るまで断ぜざるなり。重重圍室、袈裟を以て椅を覆い、人をして見せしめざるの語、壇経に就いて言ふのみ。諸伝灯を閱するに、終に之を見ず。曹溪、青原に付するも亦復、是の如しとは、抛有るも、凡そ壇経には訛誤多く、此の一二に止まらず。後人の妄添、間又之れ有り。老僧、之を嫌むこと茲年有り。諸本を校讐するに、未だ好本を得ず。假使、人をして見せしめざるも、蓋し是れ其の要と爲する所に非ず。<sup>(13)</sup>

これは、いわゆる「伝法儀規」の内容に関する説示だと言え

る。ここでは五祖弘忍が六祖に対して付法する際に、六祖を招き入れてから、五祖は自らの袈裟をもって覆い、その付法の実態を他人に見せなかったというが、これについて、天桂はそもそも『六祖壇經』の本文自体に、信用できない部分もあるとし、この一事は他の「伝灯（いわゆる禅宗史伝）」で確認できないとした。ただし一方で、覆って隠していたとしても、それはこの一事の要点とはしないと判じているのである。なお、天桂は『六祖壇經』の良本を得て、同書の校訂をしたいと願っていたようだが、『海水一滴』ではこの一事を示す「三鼓に室に入れしめ、祖、袈裟を以て遮圍して人をして見せしめず」の一節に対し、以下のよう提唱している。

祖師、袈裟を以て遮圍して人をして見せしめざる者は、但、斯れ害を避くるの一端なるのみ。無慮、徒衆の機嫌を守が故に、是の如し。誠に人の爲めにすることなり。<sup>(14)</sup>

袈裟で覆う一事については、五祖が害を避けようとしたためだとし、全ては他の大衆の機嫌を守るためであると評した。そのためであろうか、今回紹介している天桂派『伝法儀規』でも、「道場之莊嚴先四壁掛紅纒」と四方の壁には「紅纒」が掛けられているのである。ただし、とりわけ秘事としての扱いをしているわけでもない。この儀規と秘事の關係について、天桂が『參同契毒鼓』で用いた「人天面前」の語句に注目したい。

或は曰く、若し人天知らざるが故に密と曰と言ときは、則ち理密、稍や義有るに似たり。如し祇だ、人天面前直下相付と

言ときは、則ち事豈に密なることを得んやと。是れ則ち多子塔前を事密と爲し、拈華微笑を理密と爲に似り。<sup>(15)</sup>

議論として、釈尊―摩訶迦葉の伝法として「多子塔前」と「拈華微笑」の二話について、天桂は圓悟克勤の「二重公案<sup>(16)</sup>」を引いて、それぞれを事理として検討を続けるが、そこで、これらの儀礼における「人天面前」と「秘密（秘事）」とが主題化されるのである。なお、天桂はその際、道元『正法眼蔵』『密語』巻を引いて、「密」は秘密ではなく「親密」の意味で把握している。そのため、儀規についても、その秘匿性については疑問視していたと思われる。

或は曰く、若し事、密ならざるときは、則ち理事矛盾して而も一如ならずや。必せり。而も師資相承も亦何ぞ曾て一如ならん。然るときは則ち授受の間舛誤無きこと能わざるなり。知らず、歴代一千七百の宗師の嗣法、人天面前直下相付して曾て覆藏せざるは、咸な授受の間舛誤有るや、此の義、若何。（『報恩編』巻上・九丁表）

そこで、事が密ではないときは、理事矛盾するというのが、ここでは、禅宗一千七百の宗師の嗣法が、人天面前して直下相付するもので、覆藏していないという見解を用い、以下の結論に到っている。

世尊、昔日、若し理事を分て以て兩重に付せば、則ち事と理と自ら是れ隔別す。然も拈華會上・多子塔前、共に八萬衆前現成底の事、借問す事理秘密何れに在らんか。<sup>(17)</sup>

結局は、釈尊―摩訶迦葉の伝法について、ともに八万の衆生が現成していたのであれば、事理秘密といった区分がどこに発生しているのか、と問い糺している。つまり、伝法儀規の秘匿性については、批判的だったと見て良いだろう。

また、もう一点、儀規という点からは、『正法眼蔵』「嗣書」巻への評価が参照される。

因みに、咨嗟の正法眼蔵嗣書篇に合血の事有り。決して後人の妄添なることを。古佛、豈に恁麼の怪説有らんや。縦ひ古佛の眞筆なるも、老僧、全く肯わず。況んや轉寫し來れるものをや。<sup>(18)</sup>

これは、『正法眼蔵』「嗣書」巻における『嗣書』調忍法に関わる「合血」について、天桂が完全否定した一節として知られる。なお、道元の眞筆であったとしても、肯わないという徹底ぶりなのだが、これを受けたものか『伝法内指南』では「合血」を入れている。『報恩編』では、更に以下の主張が見られる。

或が言く、天童淨老の所付の嗣書及び明全和尚所傳の血脈、現今永平室内に鎮して從來の法寶と爲と。固より夫永平古佛淨翁の室に入て授受底の標式有る、皆是表信の化儀にして、而も眼横鼻直を認得するに至る者は、入室已前も亦只是の如し。入室已後も亦只是の如し。一絲の寸毫移易有ること無し。<sup>(19)</sup>

既に先行研究<sup>(20)</sup>において指摘されているように、この「或が言く」は卍山道白『洞門衣衲集』の文を指しているが、天桂は天童

如淨や仏樹房明全が道元に授けたとされる、『嗣書』や『血脈』の授受を「表信の化儀」としている。なお、この天桂の見解は、後に午庵道鏞によって訴えられており、その際、天桂が道元の家訓に違反したと指弾されたのだが、今回、天桂派『伝法儀規』が存在したことを思うと、やはり天桂派がいうように縦しんば卍山の見解への批判はしていたとしても、『嗣書』『血脈』の否定はされていなかったというべきなのだろう。

その点を踏まえると、以下の一節も、また別様に見えてくる。然も亦正法眼蔵の中、或は嗣書或は傳衣、之を尊重し之を珍敬する苦口丁寧の慈誨有るは、是れ不信根の人の爲に且く啼を止めるの黄葉にして而も佛法正傳の由て來る所、有ること知らしめるのみ。其の中句句言言、祖師の活眼睛有り。宜しく遊魂を招て其に之を照鑒すべし。<sup>(21)</sup>

こちらもまた、『正法眼蔵』の中の「嗣書」「伝衣」両巻について、止啼の方便であるかのように捉えられてしまうところ、「佛法正傳の由て來る所、有ることを知らしめるのみ」とあり、また、「其の中句句言言、祖師の活眼睛有り」ともあるため、安直な理解をすることを諫めているように見える。しかも、自らの弟子に対しては伝法儀規を実施しており、その際に三物を伝与していたとすれば、単純な方便とのみ評価し、切り捨てるような理解は出来ないのである。天桂自身が考える、「仏祖正伝」という表現を、現代でこそ、正確に理解する必要があると思われるのである。例えば、天桂派『伝法儀規』の巻末には、「右者曩祖正傳心

印面授之正軌也祖々相傳來聯綿不斷」という字句が見られる。ここからは、儀規そのものをも面授してきたという評価が明らかに見て取れる。

つまり、従来のような嗣法論の論じ方について、儀規中心か、内容中心か、といったような、分かりやすい区分を元に、祖師の思想を評する状況ではないといえるのである。

## 六、結論

本論は、天桂派に相伝されていた『伝法儀規』作法書の内容を踏まえ、改めて天桂の伝法観や儀規観について検討した。もちろん、向後の課題は複数存在している。

まずは、『伝法儀規』作法書の類書の発見が必要である。今回は、直指玄端門下の相伝資料を用いて研究したが、直指自身は三人存在したとされる天桂の法嗣の、一五番目の弟子である。<sup>(22)</sup> 後年は明らかに天桂の膝下にあつて、その薫陶を受けており、だからこそ、『天桂和尚年譜』まで編んだ重要な弟子ではあるが、特に伝法作法という点では、他の弟子にも同様に行われていなくて、話として通じない。よって、天桂派の他の系統における『伝法儀規』の発見、研究を要する。

また、『伝法儀規』自体の評価についても、今回の研究のみで決するものではないと思われる。特に、本論でも採り上げた先行研究が示す通り、天桂はその見解や刊行物が裁判の対象となっている。それは、伝法作法への評価までも含む。それを思う時、天

桂自身を守るために、法孫が自分達も儀規を実施していることを示すための、作法書が作成された可能性が残る。

今回、少なくとも『天桂和尚年譜』『報恩編』『海水一滴』の検討を通して、天桂自身に伝法儀規の伝承があったとしても、矛盾ではないことを示したが、これを確定させるには、まだ検討すべき課題があるため、今後の解明を期したい。

## 註

- (1) 志部二〇二〇、七五頁参照
- (2) 志部二〇二〇、七四頁
- (3) 『年譜』、『僧伝集成』六〇一頁
- (4) 志部二〇二〇、二八頁
- (5) 『伝法室内式』『仏祖正伝菩薩戒作法』『教授戒文』の三書については、『洞上室内儀軌』(全三冊)を参照した。
- (6) 志部二〇二〇、四六四〜四七四頁
- (7) 志部二〇二〇、四七一頁
- (8) 志部二〇二〇、五〇六頁
- (9) 志部二〇二〇、五一〇頁
- (10) 『年譜』、『僧伝集成』五九七頁下段〜五九八頁上段
- (11) 『年譜』、『僧伝集成』五九八頁上段
- (12) 志部二〇二〇、四六八〜四七〇頁も参照した。志部氏は陽松庵に所蔵されていた関係文書の解析によって、この一件の詳細を論じている。最終的な帰結は、『年譜』と同じである。
- (13) 『報恩編』巻上・五丁裏〜六丁表、原典に従って訓読(以下、同様)



- (14) 『海水一滴』巻一・三〇丁裏〜三一丁表
- (15) 『報恩編』巻上・七丁表
- (16) 典拠は『圓悟録』巻一六(『大正藏』巻四七・七八六c) または『圓悟心要』(『卍統藏』巻六九・四五七b) か。
- (17) 『報恩編』巻上・九丁表〜裏
- (18) 『報恩編』巻上・一一丁表
- (19) 『報恩編』巻上・一二丁表〜裏
- (20) 志部二〇二〇、五五〇〜五五一頁
- (21) 『報恩編』巻上・一二丁裏
- (22) 『退藏峯天桂禪師石墳碑文』、『僧伝集成』六〇五頁下段

### 参考資料

#### ◎一次資料

- ・天桂伝尊『報恩編』全三巻、浅野彌兵衛等・享保六年(一七二二)
- ・天桂伝尊『海水一滴』全五巻、具足屋八右衛門・享保一〇年(一七二五)
- ・天桂派『伝法儀規』全一巻、写本
- ・曹洞宗務院蔵版『洞上室内儀軌』(全三冊) 発行年次不明ではあるが、『曹洞宗僧侶傳法令』成立後の大正一四年(一九二五)以降と推定される。
- ・『大正新修大藏經』を引用した。引用時は『大正藏』と略記し、巻数・頁数・段名のみで略記した。
- ・『大日本統藏經』を引用した。引用時は『卍統藏』と略記し、巻数・頁数・段名のみで略記した。
- ・曹洞宗出版部編『曹洞宗近世僧伝集成』曹洞宗宗務庁・一九八六年、引

用時は『僧伝集成』と略記した。

#### ◎二次資料

- ・鏡島元隆『道元禪師とその門流』誠信書房・一九六一年
- ・曹洞宗宗学研究所編『道元思想のあゆみ(三)』吉川弘文館・一九九三年
- ・志部憲一『天桂伝尊の研究』大蔵出版・二〇二〇年

天桂派『伝法儀規』について

## 附録・天桂派『伝法儀規』翻刻資料

### ※凡例

- ・当資料は、筆者所持の写本・天桂派『伝法儀規』を翻刻したものである。解題は本論を参照されたい。
- ・全体は一巻の卷子状である。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。へは割注である。
- ・漢字の字体は概ね原典に従った。
- ・踊り字は原文の通りに反映させた。

### 傳法儀規

大都傳法之人當日預沐浴清  
 淨著新淨衣是尊重大法之表  
 準也當日放參前焼香侍者蒙  
 堂頭和尚之尊命就于室中可  
 莊嚴道場（傳戒之儀規前夜行之或今夜行之則廣客之弁事可拋本師  
 之指揮道場莊嚴稍在別宜委悉于彼儀焉）道場之莊嚴先  
 四壁掛紅纓當堂粵之正中設  
 高椅（椅向南也）裝法被椅上蓋寶蓋  
 椅子前設高卓一隻此卓蓋覆  
 子桌上龍邊立花瓶蒼挿松枝  
 （是用根松也）右邊燈燭中央置法脉（三物同堂  
 置小袱子）洒淨器（洒淨枝用松枝）香爐續松

（續松数九本長九寸大如綠豆大）設展拜席前卓之東  
 邊横設小卓一隻覆卓衣卓上  
 置取傳法衣白拂法鉢莊嚴最  
 可愍鄭重已打調畢散香洒  
 水可淨道場是侍者之用心也  
 傳法之夜初更後資具威儀到  
 侍者寮聽密示退梢埃三鼓時  
 至三更初侍者啓和尚打鼓三  
 下資即焼香礼拜于諸堂謂佛  
 殿祠堂齊堂山門經藏乃至祖  
 堂等也此際本師先入室中暫  
 依椅侍者報來師乃出室迎  
 揖引師入室侍者遙止于室外  
 師即上椅子結跏趺坐資進前  
 到正面兩手拈香爇寶炉退一  
 两步深問訊展坐具（大展也）  
 九拜師合掌受拜拜了收具進  
 一步曲躬叉手曰（某甲）伏望拜  
 請佛祖命脉欲得新祖位和尚  
 大慈大悲哀愍聽許（如是三唱或一唱）師  
 時良久默許乃下椅立時資右  
 轉身轉位拜席之西邊面東師  
 龍轉身從卓東邊轉位拜席之

東邊面西師資相揖共展坐具

上端相交重展（市坐具上資坐具下）資即三

拜師低頭受不答拜々了具上

長跪師取洒水器薰香仰龙掌

安之以洒淨枝先灌自頂三返

次灌資頂三返次灌右邊次灌

龙邊（洒淨之法有口傳）資合掌低頭受

灌頂畢三拜長跪本師時取血

脉拈曰

吾此佛戒從如來嫡々相兼来

到于吾々今傳（某甲）汝能護持

尽来未除莫令断絶即度與資

々受之取胸襟而三拜師合掌

而受（前行傳戒儀則略此一件）次取嗣書薰香

當面拈出囑曰吾有正法眼藏

涅槃妙心從如來嫡々相兼来

到吾々今付汝弟子（某甲）汝能

護持尽未来際莫令佛祖種子

断絶即開展嗣書師之龙臂上

右手燃續松學之令資見師資

相饗禮一拜合掌曲身見之即

師滅松燭了移嗣書令荷擔資

之龙臂上（開展授與法有口傳）少龙轉身

收疊而藏胸襟而三拜師合掌

受也次拈大事曰唯此大事諸

佛諸祖單傳微妙之法門也吾

今付（某甲）汝能護持尽未来際

莫令断絶資受之取胸襟三拜

師受之次拈法衣法鉢白拂授

與之資一々頂戴（室之西北隅預設小卓受子可安之）

畢三拜師末后答一拜共取坐

具立時師示曰既登新祖位畢

須着椅子次龙轉身到椅前向

椅問訊右轉身向師問訊即上

椅端坐師進正面焼香展具三

拜（市拜資有口訣）此時資合掌而受師

拜然後下椅子轉身右邊趣拜

席之西邊師右轉身立拜席東

邊師資相向揖出室資隨師後

上方丈礼謝三拜次翌日早晨

上方丈行無住拜（無住拜者無數量拜也）受師

命則住取具問訊而退

右者曩祖正傳心印面授之正軌也祖々

相傳來聯綿不断享保九年甲辰四月

八日桂老和尚在于大日本國畿内接州

豊島郡吉田邑退藏峰室中面授

直指之式如是而傳

傳法内指南

傳法之人得本師密許則須辨絹（或嗣書地也用

梅花綾可任小師之意）一丈二尺五寸大奉書五枚（三脉之包紙也）

名香數片朱墨等之物色而後沐浴清

淨具威儀上方丈拜請本師之三物（別調可謄

写之艸本与之為好）傳法儀軌等（別有傳戒儀軌同時行廣儀則可拜

写随略時則異日拜写亦可也）可拜写之如三物子長

短尺數宜受師命裁截焉書写之法

須具威儀挿綬香於桌上如法整嚴

而進傍觀莫訛一時莫略一劃書體朱引

要得其屬既如本書打調了應啓侍者

而上呈方丈至年月日師資之各印等則

本師自可打調矣當夜傳法儀軌畢

通復侍者有報恩儀之式喫飯報恩儀

可書須隨豊儉翌日午齋供養本師

（侍者光伴）謂謝齋時到前請上香三拜

供養了又礼三拜也如上事委悉須知焉

嗣法小師（某甲）謹拜写

裁絹口傳 嗣書七尺 血脉三尺二寸

大事二尺三寸 但シ都鯨尺也